

暴風警報・特別警報等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により「京都南部」「京都・亀岡」に暴風警報・特別警報が発令された場合や、静原学区に土砂災害による避難勧告及び避難指示（緊急）が発令された場合、京都市に震度5弱以上の地震発生時には、下記のような措置をとりますので、テレビやラジオ、インターネット、PTAメール等の情報に注意してください。

暴風警報が発令されたら！

(1) 登校前に発令された場合

「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合

- * 午前 7時までに解除になった場合 → 平常授業
- * 午前 9時までに解除になった場合 → 3校時から始業
10時30分ごろに登校
- * 午前 11時までに解除になった場合 → 5校時から始業（給食は中止）
13時30分ごろに登校

* 午前 11時現在、警報発令中の場合 → 臨時休業

(3) 在校中に『暴風警報』が発令された場合

* 直ちに臨時休業とし、下校の安全が確認できるまで学校に留め置き、帰宅については、緊急連絡カードの記載内容に基づき、集団下校または保護者への引き渡しを行います。 詳細は、PTAメール等でお知らせします。

土砂災害による避難勧告及び避難指示（緊急）が発令されたら！

本校は、土砂災害警戒区域に含まれているため、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合、上記の「暴風警報が発令されたら」と同じ措置となります。

特別警報が発令されたら！

(1) 登校前に発令された場合

解除されるまで、臨時休業となります。

(2) 「特別警報」が解除された場合

- * 午前0時（前日）までに解除になった場合 → 5校時から始業（給食は中止）
13時30分ごろに登校
- * 午前0時（当日）現在、特別警報発令中の場合 → 臨時休業

(3) 在校中に『特別警報』が発令された場合

* 直ちに臨時休業とし、原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを行います。 詳細は、PTAメール等でお知らせします。

震度5弱以上の地震が起きたら！

(1) 登校前に発生した場合

- * 下校後、午前0時までに発生した場合 → 翌日は、臨時休業
- * 午前0時以降登校までに発生した場合 → 当日は、臨時休業
- * 休業日や休業前日に発生した場合 → 原則、休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき授業を実施する際は、PTAメール等でお知らせします。
- * 臨時休業とした場合の登校再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認し、改めて学校から連絡します。

(2) 在校中に発生した場合

* 直ちに臨時休業とし、原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを行います。 詳細は、PTAメール等でお知らせします。

★放課後まなび教室も学校と同様の措置をとります。